

## 助成金交付選考基準及び選考の方法

### (目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人ブルーオーシャンファンデーションの助成団体選考委員会運営要領第6条に規定する助成金選考基準及び選考の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選考基準)

第 2 条 助成金を申請した団体について、提出された書類をもとに総合的に判定し、助成対象団体を選考する。

2 助成金交付選考基準は、次のとおりとする。

(1) 団体の実施体制に関する判定基準

大阪府内に密着した活動実績があり、事業の推進体制が確立していることと見込まれること

(2) 計画の具体性に関する判定基準

明確かつ具体的な計画で、社会的要請が高いと見込まれること

(3) 計画の完了および支出計画に関する判定基準

対象期間内に完了することが見込まれると共に、支出根拠が合理的であること

(4) 助成金の趣旨に関する判定基準

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に賛同し、「海を守る」活動への社会参加と市民活動を促進し、地球環境問題の向上に寄与すると見込まれること

### (選考の方法)

第 3 条 選考は、事務局が応募提出書類の確認及び整理を行ったうえで、助成団体選考委員会が第 2 条の選考基準に基づき書類選考を行う。

2 応募提出書類は、別添の様式により、電子メールで受け付ける。

3 事務局は応募提出書類の状況及び内容について、以下項目の確認を行う。

(1) 募集要項に定める提出書類が整っているか

(2) 募集要項に定める助成対象範囲に合致しているか

(3) 同一課題で他団体に重複して申請していないか

(4) 助成対象外経費が含まれていないか

(5) 反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請に該当しないか

4 助成団体選考委員会は、選考委員が第 2 条第 2 項による選考の評価点をもとに総合的な観点から評価及び順位を定め、上位者から順次、助成金の交付対

象者を選考する。

- 5 業務執行理事(事業担当)は、助成団体選考委員会からの選考結果に関する答申を受け、ネットワーク構築委員会に通知する。ネットワーク構築委員会はこの通知に基づき、助成対象者を決定する。
- 6 助成金の決定通知は、申請者に対し電子メールにて通知する。

(改廃)

第 4 条 この要領の改廃は、業務執行理事(事業担当)により行われるものとする。

(細目)

第 5 条 この要領の実施について必要な事項は、ネットワーク構築委員会において別に定める。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月 26 日より施行する。(令和 4 年 7 月 26 日 業務執行理事(事業担当)決裁)